

広島県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十三年二月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市黒瀬町市飯田字中畝九一八番三地从ら 東広島市黒瀬町市飯田字中畝九二〇番一五地先まで	平成三年二月一日